

改正

平成9年3月31日条例第41号

平成10年3月30日条例第22号

平成16年7月1日条例第28号

平成17年12月15日条例第84号

平成23年3月24日条例第23号

平成24年3月23日条例第29号

平成26年7月2日条例第55号

令和元年9月13日条例第94号

旭川市彫刻美術館条例

(設置)

第1条 旭川市ゆかりの彫刻家中原悌二郎の業績を顕彰するとともに、本市における彫刻を中心とした美術の振興を図り、芸術文化の発展に寄与するため、中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館（以下「彫刻美術館」という。）を設置する。

(位置)

第2条 彫刻美術館の位置は、旭川市春光5条7丁目とする。

(分館の設置)

第2条の2 彫刻美術館に分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館ステーションギャラリー

位置 旭川市宮下通8丁目

(観覧料)

第3条 彫刻美術館を観覧しようとする者は、別表に定める観覧料を納入しなければならない。

2 観覧料は、前納しなければならない。ただし、旭川市教育委員会（以下「委員会」という。）が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

3 市長は、特別の理由があると認めたときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。

(観覧料の不還付)

第3条の2 既納の観覧料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 彫刻美術館を観覧する者（以下「観覧者」という。）の責めに帰すことのできない理由により観覧することができなくなったとき。

(2) その他委員会が特別の理由があると認めたとき。

(入館の制限)

第4条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入館を拒否し、又は退館させることができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認めたとき。

(2) その他彫刻美術館の管理運営上支障があると認めたとき。

(作品等の利用)

第5条 彫刻美術館の作品及び資料の撮影、模写、貸出し等の利用をしようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。

(損害賠償)

第6条 観覧者が彫刻美術館の施設、設備、備品、資料等を損傷又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、これを免除することができる。

(協議会)

第7条 彫刻美術館の運営等に関して必要な事項を協議するため、博物館法（昭和26年法律第285号）第20条第1項の規定に基づき、中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる者のうちから、委員会が任命する委員10人をもって構成する。

(1) 学校教育及び社会教育の関係者

(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(3) 学識経験者

(4) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって、委員会が行う公募に応じたものの

3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員補充によって新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年6月1日から施行する。

(旭川市井上靖記念館条例の一部改正)

- 2 旭川市井上靖記念館条例（平成5年旭川市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表の備考を備考第1項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 記念館のほか中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館を観覧できる共通観覧券の額は、委員会が別に定める。

附 則（平成9年3月31日条例第41号）

この条例の施行期日は、教育委員会規則で定める。（平成10年3月教委規則第8号で、同10年4月1日から施行）

附 則（平成10年3月30日条例第22号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成16年7月1日条例第28号）

この条例は、地方自治法第260条第2項の規定に基づく告示に定める日から施行する。

附 則（平成17年12月15日条例第84号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の旭川市彫刻美術館条例別表の規定は、平成18年4月1日以後の観覧に係る観覧料について適用する。

附 則（平成23年3月24日条例第23号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日条例第29号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月21日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、同月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の旭川市彫刻美術館条例第7条第2項第2号の規定は、平成24年6月1日以後に行われる中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館協議会の委員の任命について適用する。

附 則（平成26年7月2日条例第55号）

この条例は、地方自治法第260条第2項の規定に基づく告示に定める日から施行する。

附 則（令和元年9月13日条例第94号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の旭川市彫刻美術館条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、令和2年4月1日（以下「適用日」という。）以後の観覧に係る観覧料について適用し、適用日前の観覧に係る観覧料については、なお従前の例による。

3 施行日前にこの条例による改正前の旭川市彫刻美術館条例（以下「改正前の条例」という。）別表に規定する1年の観覧料を徴収した場合又は施行日から適用日の前日までの間に前項の規定によりなお従前の例によることとされた観覧料（1年の観覧料に限る。）を徴収した場合における適用日以後の観覧に係る観覧料については、中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館を観覧した日から起算して1年間は、前項及び改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 旭川市井上靖記念館条例の一部を改正する条例（令和元年旭川市条例第92号。以下「改正条例」という。）の施行の日前に改正条例による改正前の旭川市井上靖記念館条例（平成5年旭川市条例第6号）の規定により観覧料を徴収した場合又は改正条例の施行の日から適用日の前日までの間に改正条例による改正後の旭川市井上靖記念館条例の規定により観覧料を徴収した場合における適用日以後（1年の観覧料を徴収した場合にあっては、井上靖記念館を観覧した日から起算して1年間に限る。）の観覧に係る観覧料については、第2項及び改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

区分		単位		金額	
常設展	個人	高校生	1回につき	単独	円 300
			共通	350	
		1年につき	単独	600	
			共通	700	
			1回につき	単独	450

	一般		共通	600	
		1年につき	単独	900	
			共通	1,200	
	団体	高校生	1人1回につき		240
		一般			360
特別展	その都度委員会が定める額				

備考

- 1 「高校生」には、高校生と同年齢の者を含む。
- 2 「団体」とは、一団の観覧者の数が20人以上のものをいう。
- 3 「1年」とは、彫刻美術館を観覧した日から起算して1年間（共通の場合にあつては、彫刻美術館又は井上靖記念館を観覧した日のいずれか早い日から起算して1年間）をいう。
- 4 「単独」とは、彫刻美術館の観覧のみをすることができる場合をいう。
- 5 「共通」とは、彫刻美術館の観覧のほか、井上靖記念館を観覧することができる場合をいい、旭川市井上靖記念館条例（平成5年旭川市条例第6号）に規定する観覧料を併せて徴収するものをいう。
- 6 中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館ステーションギャラリーにおける常設展の観覧料は、無料とする。